万九千円）から三十四万九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

ホ　前条第四項第五号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者　九万七千二百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第二十三条の三の五第一項第三号イの次に次のように加える。

ロ　前条第四項第二号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者　十五万千五百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した費用の額（その額が五十万五千円に満たないときは、五十万五千円）から五十万五千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五十円とする。

第二十三条の三の五第一項第四号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号イ中「及びハ」を「からニまで」に、「二万二千円」を「二万八千円」に改め、同号ハ中「前条第五項第三号」を「前条第五項第四号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「前条第五項第二号」を「前条第五項第三号」に、「一万千円」を「一万三千円」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　前条第五項第二号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者　二万二千円

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第十三条　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第三項並びに第四項を除く。）」の下に「、第十一条の三の四の二」を加え、「第十三項」を「第十四項」に、「、第十一条の四、附則第三十四条の三並びに附則第三十四条の四」を「並びに第十一条の四」に改め、「第九項、第十一条の三の四」の下に「、第十一条の三の四の二」を加え、「第三項第六号及び第九項」を「第三項第六号、第九項、第十項第二号、第十一項第四号及び第十二項第五号」に、「第十二項まで」を「第十三項まで」に、「、第十一条の三の九、附則第三十四条の三並びに附則第三十四条の四」を「並びに第十一条の三の九」に改め、同条の表第十一条の三の四第十項の項の次に次のように加える。

第十一条の三の四の二第一項	基準日組合員
当該組合の組合員	加入者
（法第五十一条	（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第二十条第三項

法第五十一条	私立学校教職員共済法第二十条第三項
基準日組合員	基準日加入者

第六条の表第十一条の三の五第十項の項の次に次のように加える。

第十一条の三の五第十項第二号	組合員
財務省令	文部科学省令
第十一条の三の五第十一項第四号	組合員
財務省令	文部科学省令
第十一条の三の五第十二項第五号	組合員
財務省令	文部科学省令

組合員	加入者
財務省令	文部科学省令
組合員	加入者
財務省令	文部科学省令
組合員	加入者

第六条の表第十一条の三の六第十一項の項を次のように改める。

第十一条の三の六第十一項	国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）
組合員	私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）
国家公務員共済組合法第五十四条第一項第五号	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十四条第一項第五号
国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三

第六条の表第十一条の三の六第十二項の項の次に次のように加える。

第十一条の三の六第十三項	組合員（基準日組合員
当該組合員	加入者（基準日加入者
	当該加入者